

徳島県旧吉野川流域下水道用マンホール蓋のデザイン使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県旧吉野川流域下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、「デザイン」の適正な活用を図り、徳島県のイメージアップ及び下水道等生活排水対策に対する県民の理解及び関心の向上に資すること等を目的とする。

(デザイン)

第2条 「デザイン」は、別紙（図1及び図2）のとおりとする。

(使用承認)

第3条 「デザイン」を使用しようとする者は、使用承認申請書（様式第1号）を徳島県水環境整備課長（以下、「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- 一 徳島県知事部局等及び旧吉野川流域下水道連絡協議会会員（以下、「会員」という。）の市町が「デザイン」を変更することなく印刷物等に使用するとき。
- 二 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- 三 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

2 徳島県知事部局等及び会員は、「デザイン」を使用したときは、速やかに使用報告書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

(使用承認の基準)

第4条 管理者は、前条第1項の規定による使用承認の申請があったときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認することができる。

- 一 第1条の目的に適合しないと認められるとき。
- 二 徳島県若しくは会員市町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 三 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- 五 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者からの申請であったとき。
- 六 そのほか、管理者が「デザイン」の使用について不適當と認めたとき。

2 前項の承認は「デザイン」使用承認書（様式第3号）をもって行うものとする。

3 管理者は、必要と認めるときは、会員の下水道事業所管課の意見を聞くものとする。

(使用料)

第5条 「デザイン」の使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 「デザイン」を使用する者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途にのみ使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。
- 二 「デザイン」の形状を正しく使用し、形状を変更して使用しないこと。

(承認内容の変更)

第7条 「デザイン」の使用承認を受けた者は、承認された内容について変更しようとするときは、使用承認内容変更申請書（様式第4号）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は「デザイン」変更承認書（様式第3号）をもって行うものとし、第4条に準ずるものとする。

(承認の取消)

第8条 管理者は、「デザイン」の使用がこの要綱、または承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じて、管理者はその責めを負わないものとする。

(報告等)

第 9 条 管理者は、使用承認を受けた者に「デザイン」の使用状況等について報告させることができる。

(使用承認の非独占性等)

第 10 条 この要綱による使用承認は、使用承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「デザイン」を使用する権利を付与し、又は商品、使用承認を受けた者等について推奨を行うものではない。

(責任の制限)

第 11 条 「デザイン」の使用によって生じた使用承認を受けた者の損害又は第三者との間の紛争等に関して、管理者は責任の一切を負わないものとする。

(補足)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、「デザイン」の使用取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年 7 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。